

公表第4号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長及び久留米市教育委員会委員長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年3月30日

久留米市監査委員	田中俊博
久留米市監査委員	塙秀二
久留米市監査委員	原口和人
久留米市監査委員	藤林詠子

平成21年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

市税の賦課・徴収事務及び市税を中心とした未収管理事務について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	措置内容
52	市民文化部	税収納推進課	<p>第3章 市税の賦課・徴収事務</p> <p>第4 法人市民税</p> <p>5. 市民税未納法人に対する督促について</p> <p>市の平成21年4月末納期限での未納法人に係る起案・決裁書や督促状発送者一覧表を見ると、起案日及び発送日が平成21年5月27日となっており、地方税法が要求する20日以内を超えての発送となっている。</p> <p>法令に準拠した適時の手続が要求される場所である。</p>	<p>法人市民税の督促につきましては、平成26年度より事務処理手順を見直し、地方税法に規定される20日以内に発送しています。</p>
109	市民文化部	税収納推進課	<p>第4章 市税を中心とした未収管理事務</p> <p>第3 滞納整理の手続について</p> <p>Ⅱ 電話催告</p> <p>民間業務委託</p> <p>従事者の能力の検証等、一定期間の実績を見て委託業者の妥当性を検討する必要がある。</p>	<p>効果的な電話催告が行われるように、定期的の実績を検証し、委託業者の妥当性を検証しています。</p>